



JBS Mexico Newsletter

メキシコ税制改革

JBS Mexico Newsletter に記載する内容についてご質問・ご不明点等ございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

日系企業担当連絡先:

松田 佳行
+52 (55) 5283-1482
Yoshiyuki.Matsuda@mx.ey.com

大場 良
+52 (55) 1101-6433
Ryo.Oba@mx.ey.com

ほぼ毎年のことながら、今年もメキシコ税制改革(Reforma Fiscal)の時期がやってきました。Ernst & Young JBS Mexico Newsletter では、2010年度度税制改革に関して適時情報をアップデートして参ります。

メキシコの税制改革とその経済への影響に関して、初めに2009年8月29日付けのCNNの短い記事をご紹介します。この記事はメキシコの経済を端的に表していると言えるのではないのでしょうか。

メキシコのGDP成長率、10.3%減 米景気低迷の影響大

メキシコの国家統計局は29日までに、今年4—6月期の国内総生産(GDP)は前年同期比で10.3%減のマイナス成長を記録したと報告した。今年第1四半期と比べ1.1%減。

メキシコ経済は米経済への依存度が極めて強く、米景気後退の影響をもちに受けた格好。米国への輸出額は全体額の約8割を占める。米経済が上向くまで、メキシコ経済の低迷は今後も続きそうだ。

GDP成長率の低迷は、新型インフルエンザ(H1N1)に襲われ、主要な外貨獲得源である観光業の不振も大きい。また、同国内政の緊急課題である麻薬カルテル根絶に伴う流血の衝突、石油価格の低落、在外メキシコ人による本国送金額の減少も要因。原油輸出額は国家財政の約4割を支えている。

メキシコ経済の現状を端的に表す指標として、メキシコ通貨ペソの為替相場を見ると、昨年のリーマンショック直後に急落し、それまでは極めて安定していた1ドル=10ペソ・11ペソ台を推移していたものが2009年3月には最安値1ドル=15ペソ半ばまで下落しました。その後現在までに13ペソ台半ばまで回復はしているが、その回復率はブラジルや韓国などの他のエマージング通貨の回復率には達していないようです。もちろん、その理由としては新型インフルエンザ問題なども大きく影響していると思われるのですが、仮にメキシコ・ペソがブラジル・リアル並みに回復していたとすると、現在までに1ドル=11ペソ台半ばの水準まで達している計算となるようです。



2010年度税制改革

そんな中、メキシコ通貨ペソが今後回復するための一つの重要な材料としても、2010年度税制改革の動向が注目されています。

ここメキシコでは、ほぼ毎年のように税制改革が行われます(そして、ほぼ毎年の税制改革で企業は頭を悩ますことになります)。毎年、この時期(8月・9月)に政府から税制改革案が提出、国会で審議・修正され、11月・12月(遅れることもある)に承認、翌年度1月1日より施行される運びとなります。

これまでメキシコは税収入の対GDP比率が低く、OECD加盟国の中でも最低レベルであり、税制改革により政府の財源として税収入をどれだけ上げることが出来るのかも注目されているようです。

そこで、現行のメキシコ税制に関しては、Ernst & Young発行のWorldwide Corporate Tax Guide - Mexico (英語版)に概要が記されておりますので合わせてご覧になっていただきたいと思いますが、過去数年のメキシコ税制改革の中から特に大きな影響があった改革内容は下記の通りとなります：

2005年度税制改革：

在庫の損金算入金額が仕入れ金額から売上原価への移行

それまでは棚卸資産購入時に仕入れ金額が当該年度の損金算入とされていたが、2005年度以降、売上原価が損金となりました。なお、2004年度年末までにすでに税務上で損金算入されていた金額に関しては、一定の計算に基づき、一括か将来に渡って税務上の利益として認識されています。

法人所得(ISR)税の軽減

2004年は33%だった法人所得税(ISR)率が、2005年度より30%(2005年)、29%(2006年)、28%(2007年)と段階的に軽減されました。引き続き、2008年度、2009年度も28%となっています。

過小資本税の導入

現在までに細かなところで若干の修正が行われましたが、基本的にインフレ会計上の資本の3倍の金額を超える、非居住の関連会社からの借入金や買掛金に発生する利子は損金処理できません。移転価格税制上の事前確認協議(APA)を受けた場合は関連会社からの借入金の容認金額の増額が認められます。

2007年度税制改革：

資産税 (IMPAC) の軽減

2006年度まで1.8%だったミニмум・タックスとしての資産税 (IMPAC) は2007年度に1.25%に軽減されました。後に、2008年度の税制改革により、資産税 (IMPAC) は企業単一税 (IETU) に変更されました (下記参照)。

2008年度税制改革：

企業単一税 (IETU) の導入

2007年度まで採用されてきた資産税 (IMPAC) に代わるミニмум・タックスであり、所得税と比較してその高い方の税金を払うことになります。資産税 (IMPAC) は、課税対象資産の1.8% (2007年度以降、1.25%) がミニмум・タックスとして課税されたのに対し、企業単一税 (IETU) はキャッシュフローを基準として2008年度は16.5%、2009年度は17%、2010年度以降は17.5%を課税することとなりました。

なお、資産税 (IMPAC) は所得税 (ISR) の前払いとして認識され、その後の年度の所得税 (ISR) から税額控除されましたが、2008年度に施行された企業単一税 (IETU) においては当期発生したIETU欠損金は当期発生した所得税 (ISR) から控除されますが、翌年からはIETUに対してのみ控除できます (IETUに対して繰越10年)。

現金入金税 (IDE) の導入

同一銀行の口座に現金で1ヶ月に累積\$25,000ペソ以上の入金をした場合、それを超過する金額に対して2%の税金が課されます。これはアングラ経済に対する課税を意図したものでありますが、その効果に関しては疑問視する意見もあるようです。

特に2005年度改革での「在庫の損金算入金額が仕入れ金額から売上原価への移行」や2008年度改革において資産税 (IMPAC) にとって代わり「企業単一税 (IETU) の導入」等、根本的な税制の変更に関しては、近年の改革の中でも企業にとっては大きな影響と混乱を招いたのではないのでしょうか。

前置きが長くなりましたが、次ページ以降2010年度の税制改革に関して、弊社のニュースソースや新聞などで得られた情報をここに列挙させていただきます。なお、この後年末にかけて国会で審議・修正されることを予めご了承ください。





2010年度税制改革「案」

2009年9月8日に政府案が国会に上程されました。

主な政府案の要点は：

- ▶ 法人所得税 (ISR) 率を時限立法として2010年度から2012年度までは30%に引き上げ、2013年には29%、2014年度には28%へ引き下げ(2008年度と2009年度は28%)。
- ▶ 企業単一税 (IETU) 率は2008年度税制改革に基づき、0.5%上昇し17.5%への上昇(2008年度は16.5%、2009年度は17%)。しかし2010年度税制改革案においては当期のIETU欠損金は当期のISRから控除することができず、その後10年間のIETUに対してのみ控除できることとなる。
- ▶ 消費税(貧困対策税)として全ての商品やサービスの販売に2%の消費税を課税。この消費税の仕組みは現行の付加価値税(IVA)と同じであり、支払い消費税は受取り消費税と控除されその差額を税務署に支払うか還付請求をすることが出来る。また現行の付加価値税(IVA)には食品は医薬品など課税対象外となる商品が存在するが、当該消費税に関してはこのような例外商品・サービスを設けない。なお、輸出振興一時輸入企業には付加価値税(IVA)と同様、適用外とる。
- ▶ 携帯電話、固定電話、契約テレビ、衛星サービス、インターネットサービスなどの通信関連サービスに対し、特別税(IEPS)として4%課税を新設。
- ▶ タバコの特別税(IEPS)として2010年度には一箱につき80センターボ課税(上限2ペソまで)。
- ▶ ビールの特別税(IEPS)を現行の25%から28%へ引き上げ(3年間のみ)。
- ▶ ギャンブルや宝くじの特別税(IEPS)を現行の20%から30%への引き上げ。
- ▶ 現金入金税(IDE)を現行の2%から3%へ増税、また免税金額が25,000ペソから15,000ペソへ引き下げ。
- ▶ 凍結されていたガソリン料金を毎月11セントボ値上げ。

Acerca de Ernst & Young

Ernst & Young es un líder global en aseguramiento y asesoría de negocios, servicios fiscales, legales y transaccionales. A nivel global, nuestros 135,000 profesionales compartimos los mismos valores y un compromiso sólido con la calidad. Marcamos la diferencia al ayudar a nuestra gente, clientes y comunidades a lograr su potencial.

www.ey.com/mx

© 2009 Mancera, S.C.

Integrante de Ernst & Young Global.

Derechos Reservados.

Ernst & Young se refiere a la organización global de firmas miembro conocida como Ernst & Young Global Limited, en la que cada una de ellas actúa como una entidad legal separada. Ernst & Young Global Limited no provee servicios a clientes.

政府案に対し、先の中間選挙にて下院の過半数を獲得した制度的革命党(PRI)の意見も無視できません。制度的革命党(PRI)の税制改革に関する意見書のドラフトには以下の点が挙げられています:

- ▶ 景気対策のため、付加価値税(IVA)を10%に削減。
- ▶ 食品・医薬品を除き、付加価値税(IVA)対象となる商品の範囲拡大。
- ▶ 所得税(ISR)をなくし、企業単一税(IETU)へ一本化し、所得税率を上げる。
- ▶ または、企業単一税(IETU)をなくし、所得税(ISR)へ一本化し、累進課税、控除項目、所得税還付等を見直す。
- ▶ 個人所得税率を上げ、累進課税を強化する。
- ▶ 現金入金税(IDE)の税率を上げる。
- ▶ 利息に対する課税強化。
- ▶ 医薬品に対して30%の特別税(IEPS)を新設。
- ▶ メキシコ産の乗用車に対して来年度の新車税(ISAN)の免除。
- ▶ メキシコ産の乗用車や4.5トン以下のトラックで3年以内のファイナンスが付いている車両に対して来年度IVAを非課税。
- ▶ 雇用を生む新規投資に対する優遇税制。
- ▶ 雇用者数を維持或いは増加させる企業に対する優遇税制やインセンティブ。
- ▶ 脱税、密輸、税関汚職に対する対策の強化。

2010年度税制改革案に関しては今後国会での審議・修正がなされますので、引き続き弊社の Newsletterを通じて適時情報をアップデートさせていただきます。